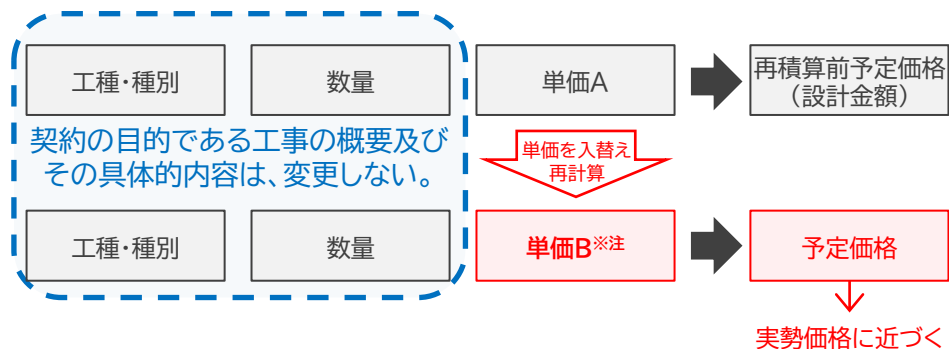




土木工事の再積算の概要について

【概要】 積算に用いる設計単価データを更新し、実勢価格を反映した予定価格を決定する。



※注：奈良県土木工事積算システムに登録されている単価等が対象。
見積りや刊行物より積算者が工事ごとに登録した単価は、対象外。

①再積算の対象となる工事について

総合評価落札方式で発注する土木一式工事等の奈良県土木工事積算システムで積算を行ったもの。

※対象となる工事は、入札公告文で確認できます。

②見積単価の公表について

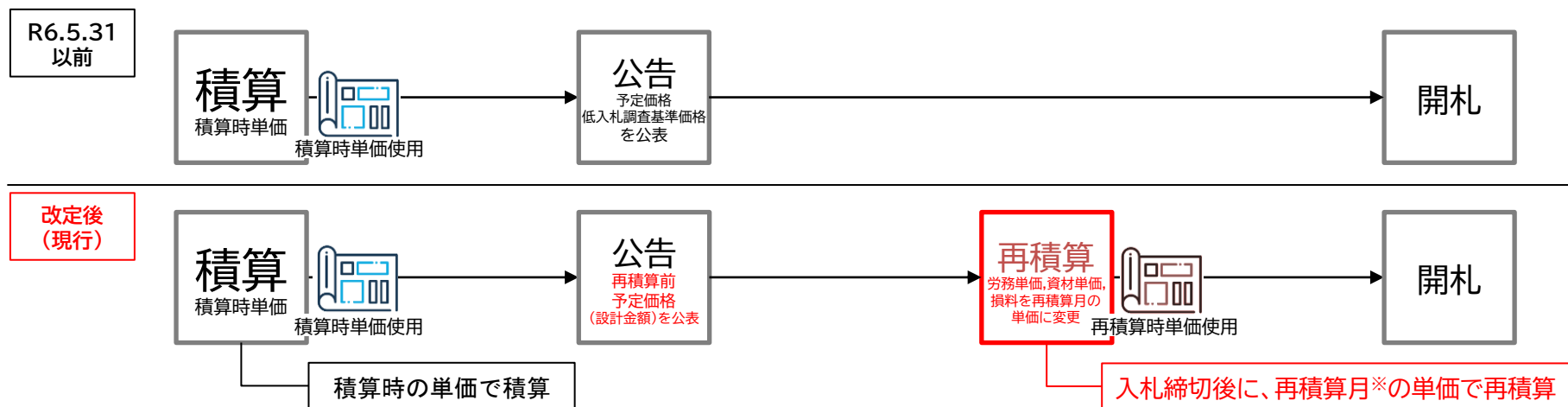
見積りや刊行物より積算者が工事ごとに設定した単価等は、公告時に、**積算参考資料として採用単価を公表します。**

ただし、以下のものは公表しません。

- ・物価資料等、市販の刊行物により採用した単価（規格は公表）
- ・公表することにより見積先の事業者が容易に特定され、事業活動に支障を及ぼすなど、事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。
- ・見積先が1社しかなく見積先より公表の同意を得られていないもの。

【再積算を実施する時期について】

積算・公告・開札までのフロー



※「再積算月」・・・入札書の提出開始日の属する月です。

土木工事の再積算時における歩掛・単価の適用について

青:歩掛 赤:単価	使用歩掛及び単価								積算参考資料	
	奈良県土木工事 標準積算基準書	奈良県土木工事設計単価資料(県独自 + 刊行物)								
		労務単価	資材単価	再生材 ^{注1}	建設機械損料 算定表 ^{注2}	建設廃棄物 処分費	建設発生土受入価格 及び再生土販売価格	単価	歩掛	
再積算前										
適用	起工月	起工月	起工月	起工月	起工月	起工月	起工月	起工月	起工月	
再積算後										
適用	起工月	再積算月	再積算月	起工月	再積算月	起工月	起工月	起工月	起工月 ^{注3}	
掲載場所 及び引用元	県政情報センター 及び 土木事務所庶務工事課	技術管理課HP 及び 国土交通省HP	技術管理課HP 及び 刊行物	技術管理課HP	技術管理課HP 及び 刊行物	技術管理課HP	技術管理課HP	公告時 添付資料	公告時 添付資料	

(注1) 再生材は、技術管理課HPに掲載している「再生材（再生コンクリート砂及び再生粒度調整碎石）の見積単価」の資材です。

(注2) 建設機械損料算定表について
建設機械等損料の内訳数量は、起工月の適用基準に基づき計算しており再積算時に当該内訳数量が変わることはありません。
なお、損料単価については、再積算月の適用基準の単価を採用します。

(注3) 積算参考資料の歩掛の起工月の意味は、数量についてです。歩掛を構成する単価については、同積算参考資料の単価に掲載のないものは、再積算月の単価を適用します。

※1 奈良県土木工事設計単価資料のうち、技術管理課がHPにて掲載しているものは奈良県が独自に定めた単価です。その他の刊行物から採用している単価及びその他機関が定める単価については、著作権が本県に帰属しないため、非公表としています。

※2 積算参考資料に掲載されている項目のうち、市販刊行物より引用している単価並びに奈良県土木工事標準積算基準書から引用もしくは、それに基づき算出している単価については、掲載しません。

※3 再積算月とは、入札書の提出開始日の属する月です。

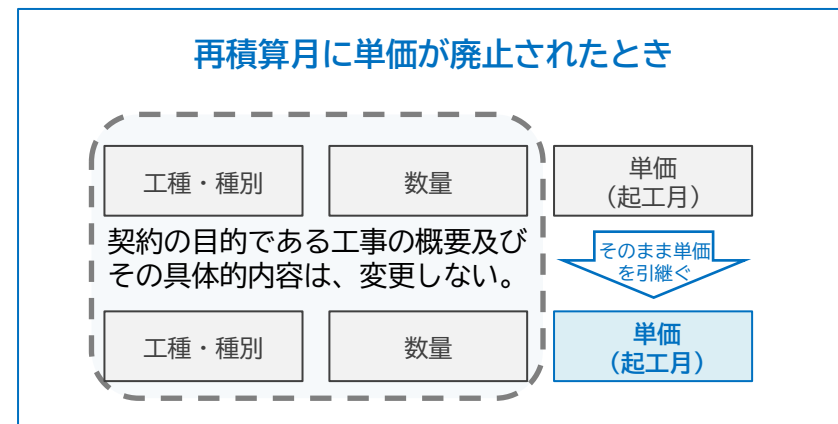
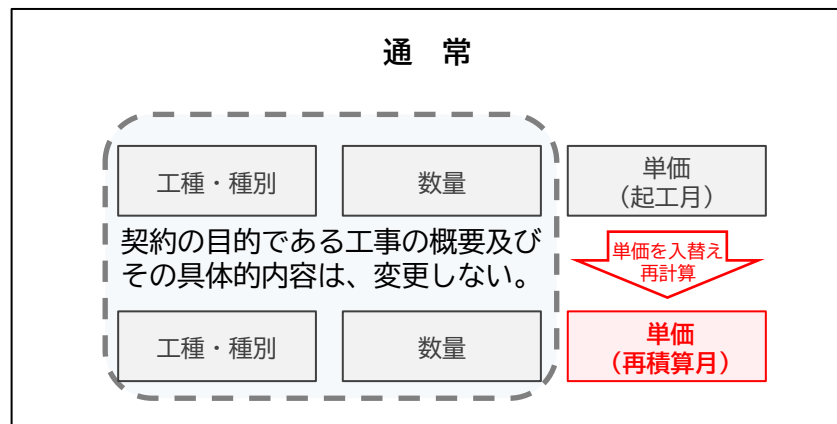
※4 再生材・再生土・建設廃棄物処分費・建設発生土受入価格については、積算参考資料にも掲載しています。



廃止された損料・単価の再積算時の取扱いについて

再積算の対象となっている奈良県土木工事積算システムに登録されている単価等が、土木工事標準積算基準書、建設機械損料算定表及び土木工事設計単価資料の改定に起因して、再積算月に廃止された場合は、起工月の単価を使用します。

(例えば、令和7年度の積算基準の改定に伴い廃止された小型バックホウ[ｸｰﾗ型]山積0.11m³(平積0.08)の賃料単価を使用した設計書を令和7年6月に起工し、同年8月の単価で再積算した場合、当該単価は、起工月の令和6年度6月単価を準用します。)



(参考) 令和7年度の積算基準の改定に伴って廃止される単価

項番	名称	規格	単位
1	小型バックホウ	[ｸｰﾗ型]山積0.11m ³ (平積0.08)	日